

しない・させない高齢者虐待

虐待の種類

1. 身体的虐待

2. 心理的虐待

・暴言や心理的外傷を与える行為
(例)怒鳴る、侮辱する、無視する、本人の意に反した介助等

3. 介護の放任・放棄
(ネグレクト)

4. 性的虐待

5. 経済的虐待

虐待防止策(例)

① ストレスケアの必要性

・ストレスと上手に向き合えるように働く環境を改善する
・いつでも誰かに話せる環境づくりが重要

② 身体拘束の正しい理解

③ 認知症の正しい理解

④ 委員会での検討・対策

⑤ 全職員の共通理解

虐待発見時の対応

行政へ通報(埼玉県虐待通報ダイヤルなど: #7171)
※生命の危機など重大な場合は**警察**や**救急要請**

こんなことも虐待になる!?

無断で利用者を撮影し、SNSに投稿することで外部に個人情報漏らすことも「権利や利益の侵害」にあたり、「虐待」と判断される場合があります。

“虐待の芽”チェックリスト

- 親密な関係だからと、幼稚な言葉づかいで話したり、ばかにしたことがある。
- **利用者に対して威圧的な態度や命令口調(「〇〇して」等)で接したことがある。**
- **利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったことがある。**
- **利用者に対して声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物を使用したことがある。**
- 他の仕事で忙しく、利用者をその場で待たせたまま放って、忘れてしまったことがある。
- 家族からの依頼や職員の判断で、夜間、本人の部屋に鍵をかけたことがある
- 具合が悪くても、速やかに受診をさせなかった(できなかった)ことがある。
- 人前でおむつを替えたり、裸のまま放っていたことがある。
- 人手が足りず、入浴・清拭等の適切な衛生保持が、しばらく出来ないことがある。
- 忙しい時に利用者から頼みごとをされ、とっさに嫌な顔をしたことがある。
- **他の職員に対して利用者に関わることを相談できない等、職場内でコミュニケーションがとりにくいことがある。**
- 他の職員が“不適切なケア”をしていても、見て見ぬふりしたことがある